

松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害児相談支援の円滑な提供を推進するため、障害児相談支援の事業を実施する事業所を運営する者に対し、松戸市が援護地となっている障害児に係る指定継続障害児支援利用援助に係る経費について、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第23号）で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する民間の事業所を運営する者とする。

- (1) 所在地が市内であること。
- (2) 指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。
- (3) 補助金の申請年度において、市の指定する基幹相談支援センターの実施するスキルアップ研修に2回以上参加又は参加見込である相談支援専門員及び相談支援員（以下、「相談支援専門員等」という。）を配置していること。
- (4) 配置する相談支援専門員等の申請年度末時点の常勤換算人数が、申請年度の前年度末時点の常勤換算人数に比して0.5人以上増加すること。ただし、過去に本補助金の支給対象となった事業所においては、直近の申請年度末時点の常勤換算人数を申請年度の前年度末時点の常勤換算人数とみなすとともに、過去に申請年度末時点の常勤換算人数に含まれていた者は、事業所の異同を問わず増加分に含まないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、申請年度における松戸市が援護地となっている障害児に係る指定継続障害児支援利用援助に係る経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、申請年度における松戸市が援護地となっている障害児に係る指定継続障害児支援利用援助の件数に14,000円を乗じた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度末の勤務形態一覧表

- (2) 配置後の勤務形態一覧表
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

(実績の報告)

第9条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請年度3月末時点の勤務形態一覧表
- (2) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第10条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

2 額の確定において予算が不足する場合は、第1条の趣旨に則り、交付すべき額を基礎に按分し、小数点以下は切り捨てて算出する。

(交付の請求)

第11条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

年 月 日

(宛先)松戸市長

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金交付申請書

松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

併せて、事業所における勤務体制等について、松戸市が保有する情報を調査することに同意します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 前年度末の勤務形態一覧表
- (2) 配置後の勤務形態一覧表
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号

住 所
法 人 名
代表者職・氏名

松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金について、松戸市補助金等交付規則第6条の規定により下記のとおり通知します。

年 月 日

松戸市長

記

1 交付します。

(1) 補助金交付決定額 金 円

(2) 交付条件

- ① 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- ③ 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

2 却下します。

理由

年 月 日

(宛先)松戸市長

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で補助金交付の決定のあった松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 申請年度3月末時点の勤務形態一覧表
- 2 その他市長が必要と認める書類

第 号

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金額確定通知書

年 月 日付け松戸市指令第 号で交付決定した松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金について、松戸市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり額の確定をします。

年 月 日

松戸市長

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

(宛先)松戸市長

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で額の確定のあった松戸市障害児相談支援事業推進支援補助金を松戸市補助金等交付規則第14条の規定により下記のとおり請求します。

請求金額 金 円

金融機関名	
支店名	
口座番号	普通・当座 No.
フリガナ	
口座名義	

※請求者と口座名義が異なる場合は、委任状を添付のこと